

令和7年(2025年)7月7日

高等学校等就学支援金を
受給している生徒とその保護者の方へ

北海道江別高等学校長

高等学校等就学支援金受給に係る収入状況等の届出のお知らせ

このことについて、高等学校就学支援金（以下、「就学支援金」という。）の受給資格の認定を受けている方で、マイナポータルを通じて自己の税情報等の登録により所得確認を行っている場合は、毎年、住民税が確定する6月以降に、保護者等の収入に関する届出が必要です。

つきましては、高等学校等就学支援金申請システム（e-Shien）（以下、「システム」という。）により、期日までに届出してください。また、併せて高校生等臨時支援金（以下、「臨時支援金」）の申請も行ってください。

なお、就学支援金の継続受給を希望しない方は、システムにより、受給権放棄の意向を登録願います。

記

1 届出期日

令和7年(2025年)7月16日（水）

2 届出方法

文部科学省 HP「高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル③継続届出編、④変更手続編、臨時支援金申請編」を参照してください。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html)

※「収入状況届出」が「不受理」となっている場合は、「保護者等情報変更届出」により届出してください。

3 留意事項

- (1) 確認の結果、次の計算式による算出額が30万4,200円以上となった場合は、就学支援金ではなく、臨時支援金の対象となります。

【計算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※ 支給対象となる生徒等本人が平成21年1月2日から平成21年4月1日生まれの場合、「市町村民税の課税標準額」から33万円を控除して計算する。

- (2) 受給権を放棄した場合は、受給資格は消滅し、7月分から授業料を納付していただきます。
- (3) 確認の結果については、後日文書でお知らせする予定です。
- (4) 養子縁組等により保護者等の人数に変更があった場合は、事務担当者佐々木（TEL011-382-2173）までご連絡ください。
- (5) そのほか、期日までに届出ができない場合やその他不明な点がある場合は、事務担当者までご連絡ください。